

報告事項Ⅱ

「子どもの権利条例に基づく事業等の 2021 (R3) 年度実施状況（一覧）」

報告事項Ⅱ
子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況（令和3年度 実施事業）

第4条 子どもの意見表明と参加

第4条では、「すべて子どもは、家庭や子ども施設等さまざまな場面において、自分と自分に関係することや自分が必要としていることについて、自己の権利として自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます。」と定めています。

これに基づき、市では、様々な場面で子どもの意見表明と参加が具体的に実現されるよう、施策を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>青少年センター運営事業 みんな仲よし会議 〔教育部 生涯学習課(青少年センター)〕 【事業の概要】子どもたちが青少年センターの運営の一端を担い、青少年センター運営事業の企画や提案等を行う。 【事業実施日】11月20日 【実施場所】青少年センター 【R3実績】参加者 10名 【R3所要額】0円</p>	<p>【実施内容】 ○以下の内容について会議を行った。 ・青少年センターでやってほしいイベントや講座について ・青少年センターに置いてほしいもの、あったらいいもの ・子どもたちのできる企画 ・青少年センターを楽しく利用するための約束づくり</p> <p>【自己評価】 ○R3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、会議で出された人数の集まるようなイベントについては実施することができなかった。日常的に少人数で出来る内容の物については、放課後等の居場所の中で実施することができた。 ○会議で出された意見を基に、とび縄等のおもちゃやメダカの水槽等を用意した。 ○青少年センターでの飲食の場所や、青少年センターでの過ごし方についての約束等について、意見を出し合い、決めたことを青少年センター内で掲示した。</p>
<p>子ども読書活動推進事業 図書館ジュニア司書クラブ 〔教育部 文化振興課(図書館)〕 【事業の概要】市内の小学4年生～中学生の希望者が、図書館がより利用しやすい場所になること、本を通じて仲間づくりをすること</p>	<p>【実施内容】 ○おすすめ本のPOP作りや特集コーナー、分類の案内板表示など、利用しやすい図書館づくりについて意見を出し合い、掲示物等の作成を行った。 ○本の修理や新刊の装備等、協力し合って図書</p>

<p>を目的に、アイデアを出し合い行事の企画、運営や展示物の作成等を行う。</p> <p>【事業実施日】 毎月第2 土曜日</p> <p>【実施場所】 泉南市立図書館</p> <p>【R3実績】 登録者23人（新規9人）、活動日数6日（12回）、延べ参加人数49人</p> <p>【R3所要額】 0円</p>	<p>館の仕事を体験した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○子どもたちの意見を取り入れることで、事業の活性化が図られている。</p> <p>○みんなで協力してひとつのことを完成させることで、学校や学年を超えた仲間づくりができています。</p> <p>◎今年度は、コロナの影響で活動日数が半分程度しか実施できず、参加者も少なかった。</p> <p>◎「仲間づくり・図書館を知る・図書館で楽しく」を目標に、子どもたちの意見を取り入れた取組を継続して行う。</p>
--	---

第5条 せんなん子ども会議

第5条では、第4条の意見表明と参加の権利に基づき、市が事業主体となって「せんなん子ども会議」（以下「子ども会議」）を設置することを定めています。これは、子ども達の議論や意見表明を泉南市の施策に反映させる、継続的な「まちの仕組み」として設置されたものです。市は、子ども会議が表明した意見を尊重するよう努めるものとしています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>せんなん子ども会議</p> <p>【教育部 人権国際教育課】</p> <p>【事業の概要】 <H25年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の小学4年～高校生の希望者（メンバー）が、子ども参加のまちづくりについて様々な方法で取り組む。 ・子どもの権利学習、広報活動、泉南のまちや地域、学校についての話し合いなどを通して、泉南市が「子どもにやさしいまち」となるための活動を行う。 ・子どもの意見表明として、1年間の活動内容を毎年3月に市長に報告する。 <p>【事業実施日】</p> <p>月1回の土曜日の午前中（年に数回1日活動日もある）</p> <p>【実施場所】</p> <p>青少年センター、泉南中学校（美術室）</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度は、①未来新聞と子どもの権利グループ②eスポーツと子どもの権利グループの2グループに分かれて活動した。 ○子どもの権利条例10周年の取組として、子ども会議のロゴを作成し、懸垂幕、クリアファイルのデザインを検討した。 ○未来新聞と子どもの権利グループは、10年後の「子どもにやさしいまち」泉南市をイメージして、自分たちの思いを記事にした。 ○eスポーツと子どもの権利グループは、大会の内容やルールを決め、泉南市子どもの権利の日（11/20（土））に信達小学校体育館にてeスポーツ大会を実施した。 ○市長報告は、まん延防止等重点措置期間中の為、オンラインで行った。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍においても市内ほとんどの小中学

<p>【R3 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 小学校、3 中学校、1 高等学校等から 49 名の申込があった。 ・10 回の会議に毎回 20 人程度の参加があった。そのうち 5 回はオンライン会議を開催した。 <p>平均 約 23 人/回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12 人のおとなサポーターが、一人 1～10 回参加した。 <p>【R3 所要額】</p> <p>216,583 円</p>	<p>校からの参加申し込みがあり、認知度の向上が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○元子ども会議メンバーのおとなスタッフが、権利学習の講師としての役割を担い、子どもの権利について自らの言葉で小中学生に伝えることができた。 ○会場を青少年センター横、泉南中学校内美術室で行い、密を避け、換気や消毒などの感染対策をとって開催したことで子どもも保護者も安心して参加することができた。
--	--

第6条 子どもの相談と救済

第6条では、「子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状態におかれたとき、自己の権利として、子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。」と定めています。

これに基づき、市は子どもが相談と救済を享受することができるよう、以下のような仕組みを整えています。相談を受ける立場にある市の機関や子ども施設においては、

- ①子どものプライバシーの権利等を保護する
- ②子どもの意見表明と参加の権利を尊重する
- ③子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努める

これら3つを泉南市の相談救済の基本原則と定めています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>青少年センター運営事業 子どもの居場所づくり事業 こころホットライン 【教育部 生涯学習課（青少年センター）】 【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが抱えている家庭や学校でのトラブルや悩み・不安を、職員が子どもたちと過ごす中で話を聞き、共感的に受け止める。 ・必要に応じて、子どもの理解を得た上で、学校や関係機関につなぐ。 ・子育てに悩む保護者の相談を電話、メール、対面等により受ける。 <p>【事業実施日】 青少年センター開館日 【実施場所】 青少年センター、市民交流センター、ちびっ</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な相談内容 <ul style="list-style-type: none"> ・親子関係に関すること ・登校に関すること ・友達関係の悩みに関すること ・子どもの発達に関すること <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常の子どもたちとの関わり方の基本スタンスとして傾聴、共感の視点で関わることで、話しやすい関係作り、環境づくりを行うことで、様々な相談を受けることが出来た。 ○来館している子どもたちの保護者からの相談について、内容に応じて子どもの様子を見守り働きかけを行った。 ○就学前の児童とその保護者の居場所づくり

<p>子遊び広場、その他</p> <p>【R3 実績】相談件数 延べ 47 件</p> <p>【R3 所要額】0 円</p>	<p>事業の中で、保護者同士や保護者と職員の関係を積極的に作り、子育てに関する相談を多く受けることが出来た。</p>
<p>教育支援センター事業</p> <p>教育相談</p> <p>【教育部 指導課】</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園生活や家庭生活での子どもや保護者に関する相談を受ける、電話または来庁による相談事業。 ・相談窓口として、教育支援センターつばさ、教育相談員、SSW、指導主事等が対応。 ・学校の指導に対する児童生徒並びに保護者の不安や登校しぶりに関する相談、発達や友達関係についての相談、虐待やDVに関する相談等。 ・相談内容については、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応。 <p>【事業実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日9：00～17：30（土、日、祝日、年末年始を除く） <p>【R3 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全件数を合わせるとのべ900件以上。継続事業も多い。 <p>【R3 所要額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,762,000 円 	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校、問題行動、発達課題、家庭状況の複雑化等、様々な要因が絡んだ相談ケースは増えている。 ○教育支援センター指導員、補助指導員、SSW、指導主事等が相談対応をしている。 ○学校や専門機関とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化している。最近では、保護者の悩みと子どもの悩みを同時に受けとめ、指導助言することが重要な役割となっている。 ○巡回訪問として、家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター等と連携し、年間 3 回全ての小中学校を訪問している。子どもの実態把握を行い、不登校や問題行動の未然防止に努めているところである。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幅広い相談に対応することで、児童生徒や保護者の不安軽減、及び解消につながっている。 ○関係機関の連携を適切に行うことにつながっている。 ○相談のニーズが年々増加するとともに、相談内容が複雑化しており、現在の相談体制だけでは対応が難しいケースも見られる。
<p>教育委員会運営事業</p> <p>子どもの声～市長・教育長への手紙～</p> <p>【教育部 教育総務課】</p> <p>【事業の概要】＜H28 年度より実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校に限らず、子ども達が誰にも相談できずに悩んでいることを救いたい」という趣旨で実施している、中学生を対象としたレター形式の相談事業 ・子どもから届いた手紙は、直接市長又は教育長が読み、解決に向けて取り組む。相談内容の秘密を守ることを約束している。 	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学生が心に抱える悩みや思いを市長または教育長に直接届ける制度として、夏休み前の 7 月に全中学校生徒へ専用用紙を配布する。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専用用紙の内容の見直しを行い、切手を貼らなくても手紙が出せるように、料金受取人払専用の返信用封筒を作成した。 ○市長や教育長に子どもの深刻な悩みや思いを届けることができる事業として、今後も継

<p>【事業実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月に中学校を通じて用紙配布 ・手紙は随時受け付けている <p>【R3実績】0件</p> <p>【R3所要額】7,920円（用紙代）</p>	<p>続していきたい。</p> <p>○令和3年度の実績が0件だったことを「困っている子どもはいなかった」とはとらえず、本当に困っている子どもの声が埋もれてしまわないよう、今後も取組を継続していきたい。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>子ども相談（地域子育て支援センター）</p> <p>〔健康子ども部 家庭支援課〕</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの様々な相談に応じることで、子どもの健やかな成長・発達の支援、育児不安の軽減、子どもや家庭の効果的な援助を行うことを目的とする。 <p>【事業実施日】</p> <p>月～金曜日 9:00～17:00 （土、日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>【実施場所】</p> <p>地域子育て支援センター『ひだまり』</p> <p>【R3実績】428件</p> <p>【R3所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○0歳から就学前までの子どもと保護者にかかわる様々な質問(子育て、しつけ、養育、発達などに関する事)を受け、相談員と一緒に考えたり必要に応じ専門機関へつないだりする。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○コロナ禍により外出ができない、家族以外との関わりの機会がほぼないという家庭が多く、今までなら何気ない会話の中で解消できていたような事も大きな悩み事となってしまう、行き詰ってしまう保護者が増えている。緊急事態宣言などでひだまりの事業を中止している期間には、利用者には電話訪問をして話を聞き、状況により来園を促し子どもを遊ばせながら丁寧に話を聴くケースもあった。</p>
<p>家庭児童相談室事業</p> <p>子ども相談（家庭児童相談室）</p> <p>〔健康子ども部 家庭支援課〕</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもとその保護者からの様々な相談に応じることで、子どもの健やかな成長・発達の支援、保護者の育児不安の軽減、子どもや家庭への効果的な援助を行うことを目的とする。 <p>【事業実施日】</p> <p>月～金曜日 9:00～17:30（土、日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>【実施場所】</p> <p>家庭児童相談室</p> <p>【R3実績】12,392件</p> <p>【R3所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○0歳から18歳までの子どもたちが心身ともに健やかに育つように、子どもと保護者等にかかわる様々な相談（子育て・しつけ・養育・発達・非行・不登校等に関する事）に応じながら、相談内容によっては一緒に考えたり、他の部署等や子ども家庭センター等の専門機関へ繋いだりしていく。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○相談者は低年齢児では保護者が多く、中高生になると所属機関を通して、子ども自身からの相談も増えてくる傾向にあり、虐待に至る前の相談ケースもある。相談者が少しでも安心できるように、定期的に話を聴きながら訪問するなど、いつでも相談にきてほしいという気持ちで継続的に対応していくことで、大きな事象に至らずに済んでいるケースや、改善されたケースもあった。</p>

<p>人権相談事業</p> <p>KIDS 相談</p> <p>〔総合政策部 人権推進課（泉南市人権協会）〕</p> <p>【事業の概要】〈H30 年度より実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談事業を委託している泉南市人権協会において、子どもたちが心配や悩みを相談できる「キッズ相談窓口」を設置している。 ・市民交流センター内の人権協会において、来館した子ども（小学生）の相談を受ける。 ・4 月の校園長会にて、チラシ配布を依頼し、全小学生に配布している。 <p>【事業実施日】 毎週水曜日 15：30～17：30 第 2 土曜日 12：30～14：30</p> <p>【実施場所】 市民交流センター内の人権協会</p> <p>【R3 実績】 0 件</p> <p>【R3 所要額】 0 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○前年度と同様、市民交流センター内で窓口を開設し、子どもたちが悩みを相談できる場所の提供を行った。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○令和 2 年度より新たに相談実施日を増やしたが、相談に来る子どもがいなかったため、周知方法の検討や子どもが集まる場所で実施するなど開催場所を検討する必要がある。</p>
<p>泉南市公的第三者機関（子どもオンブズパーソン制度）設置準備委員会</p> <p>〔総合政策部 人権推進課〕</p> <p>【事業の概要】〈R1 年度より実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的第三者機関（子どもオンブズパーソン制度）の創設に向けての検討を行う <p>【事業実施日】</p> <p>令和 3 年 6 月 14 日・12 月 22 日</p> <p>【実施場所】</p> <p>市民交流センター</p> <p>【R3 実績】</p> <p>2 回の会議を実施</p> <p>【R3 所要額】 0 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○第 1 回会議では、令和 2 年度地方創生推進交付金事業報告と令和 3 年度の計画について検討する。</p> <p>○第 2 回会議では、条例委員会のもとに新たに設けられた第 6 条分科会において審議された内容について分科会の事務局である人権推進課が説明を行い、意見交換を行う</p> <p>【自己評価】</p> <p>○会議では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例委員会の今の役割と今後担っていく役割がどのように統合されたり、整理されたりするのかのイメージが持ちにくい ・コミッショナーとその他の条例委員との職務内容の違いや人数を増やす必要性について ・新しい制度の事務局はどこが担うのかについて等の意見がでたので、具体的なイメージを共有するためにも次年度には有識者の方に来ていただき学習会を開催したい。

第7条 子どもの居場所づくり

第7条では、子どもの居場所づくりについて、「子どもは、休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。」と述べられています。これに基づき、市は以下のような子どもの居場所づくりの取組をすすめています。中には、地域住民の既存の取組が市の取組とつながったり、市民と行政が協働で実施したりしているものもあります。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>牧野のあそび場</p> <p>[総合政策部 人権推進課] [健康福祉部 長寿社会推進課] [教育部 生涯学習課(青少年センター)]</p> <p>【事業の概要】 R3年度は実施できず 【事業実施日】 【実施場所】 【R3実績】 【R3所要額】 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○令和2年度同様、令和3年度も実施できず</p> <p>【自己評価】</p> <p>○コロナ禍の影響により、令和3年度も実施できなかったが、令和4年度は、準備会議にて実施の方向について検討し、高齢者と子どもがふれあい、一緒にものづくりを楽しんだりする機会が提供できればと考えている。</p>
<p>青少年センター運営事業</p> <p>子ども元気広場</p> <p>[教育部 生涯学習課(青少年センター)]</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、青少年センター2階、3階、泉南中学校の一部、市民交流センター3階301号室、302号室を開放し、小学生から18歳までの子どもたちは登録することで、誰でも自由に来館して遊ぶことができる居場所を確保した。また就学前の児童とその保護者も利用が可能。 アウトリーチ型元気広場事業として、市内の全小学校区で放課後の居場所づくりを実施した。 <p>【事業実施日】 青少年センター開館日 【実施場所】 青少年センター、市民交流センター、市内全小学校</p> <p>【R3実績】 合計参加者数…5,369名 (内訳) 青少年センター元気広場…2,116名 市民交流センター元気広場…1,313名 アウトリーチ型元気広場…1,940名</p> <p>【R3所要額】 562,355円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○青少年センター、市民交流センターでは、おもちゃを使っての遊びや読書、工作など子ども主体でいたいことを決めて過ごした。また、青少年センターでは放課後や土曜日に泉南中学校の一部(グラウンド等)を利用して運動遊びを行った。</p> <p>○アウトリーチ型では、市内の全小学校で遊び広場(おもちゃ遊び、運動遊び)を実施した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症により閉館を余儀なくされた時期があったが、子どもたちが自由に来館し、主体的に遊んでもらうことが出来た。</p> <p>○アウトリーチ型元気広場では、新型コロナウイルス感染症により前年度は実施できなかった学校についても、緊急事態宣言の発出等により予定していたが実施できなかったなどもあったが、感染症対策を十分に行い、全小学校での実施となった。</p> <p>○市民交流センターでは、多目的室での運動遊びが感染症対策や子どもの見守り体制の安全面の観点から、前年度に引き続き実施でき</p>

	<p>ず、小学校での遊び広場等への参加を促した。</p>
<p>子どもの居場所づくり事業 夏休みの子どもの居場所づくり事業 〔教育部 生涯学習課（青少年センター）〕 【事業の概要】 青少年センター、埋蔵文化財センター、図書館の社会教育施設3館による合同実施にて「みんな集まれ！夏休み子どもの遊び広場！」を実施。子ども安心して遊べる居場所をつくり、その中で日常体験できないような活動を行うことで、学びにつながるような興味関心を高める事業を行った。 【事業実施日】7月27日、28日、29日、30日、8月3日、4日、5日、19日、20日、2月26日（気象警報のため一部を2月に延期） 【実施場所】市内各小学校、青少年センター 【R3実績】合計参加者数…218名 【R3所要額】701,590円</p>	<p>【実施内容】 ○液体窒素を使ったおもしろ科学実験「-196℃の世界」や、絵本の広場&科学絵本の広場として、子どもたちの興味関心を引くプログラムを実施。 【自己評価】 ○コロナ禍ではあったが、感染症対策をしっかりと行い全小学校での実施ができた。(1小学校は警報のため延期し、青少年センターで実施) ○定員制で2部構成の実施により新型コロナウイルス感染症対策を行うことで安全に実施することができた。 ○警報により中止となった学校には延期することで対応できたため、全小学校での実施が可能となった。</p>
<p>教育支援センター事業 教育相談（再掲） 〔教育部 指導課〕 【事業の概要】 ・学校園生活や家庭生活での子どもや保護者に関する相談を受ける、電話または来庁による相談事業。 ・相談窓口として、教育支援センターつばさ、教育相談員、SSW、指導主事等が対応。 ・学校の指導に対する児童生徒並びに保護者の不安や登校しづりに関する相談、発達や友達関係についての相談、虐待やDVに関する相談等。 ・相談内容については、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応。 【事業実施日】 ・月～金曜日9：00～17：30（土、日、祝日、年末年始を除く）</p>	<p>【実施内容】 ○不登校、問題行動、発達課題、家庭状況の複雑化等、様々な要因が絡んだ相談ケースは増えている。 ○教育支援センター指導員、補助指導員、SSW、指導主事等が相談対応をしている。 ○学校や専門機関とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化している。最近では、保護者の悩みと子どもの悩みを同時に受けとめ、指導助言することが重要な役割となっている。 ○巡回訪問として、家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター等と連携し、年間3回全ての小中学校を訪問している。子どもの実態把握を行い、不登校や問題行動の未然防止に努めているところである。 【自己評価】 ○幅広い相談に対応することで、児童生徒や保護者の不安軽減、及び解消につながっている。 ○関係機関の連携を適切に行うことにつながっている。</p>

<p>【R3 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全件数を合わせるとのべ900件以上。継続事業も多い。 <p>【R3 所要額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,762,000 円 	<p>○相談のニーズが年々増加するとともに、相談内容が複雑化しており、現在の相談体制だけでは対応が難しいケースも見られる。</p>
<p>図書館居場所相談コーナー整備事業 泉南市立図書館お悩み解決！Teen's ティーンズコーナー」の設置 〔文化振興課 図書館〕</p> <p>【事業の概要】10代の子どもの悩みに役立つ図書、新聞、視聴覚資料の設置。また、子どもたちを見守り話を聞き、必要な情報を関係機関と連携する大人の「きらめきサポーター」を配置。</p> <p>【事業実施日】常時。サポーター配置は毎週土曜日</p> <p>【実施場所】泉南市立図書館1階ロビー</p> <p>【R3 実績】コーナーの資料は毎日貸出あり</p> <p>【R3 所要額】703,000 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○子どもたち、子どもたちを見守る大人に参考になる資料を増やした。市内の学校にチラシ配布、広報せんなんなどにより宣伝を行った。市内の学校の生徒対象にアンケートを行い希望の多かった雑誌を増やした。</p> <p>○泉南市子どもの権利条例委員を講師に招き、サポーター養成講座を実施した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○指人形、腹話術などサポーターの一人一人が工夫し利用者を増やした。自分の進路や生活について語る若者も出てきた。サポーターの方は他にもたくさんのアイデアを持っておられるのでそれらを聞き、近づきやすいコーナーにしたい。</p>

第8条 子どもの権利に関する学習と教育①(子ども施設・行政職員対象)

第8条1項では、「市は、市の職員及び子ども施設の職員が、子どもの権利条約についての認識と理解を深め、この条例の具体的な実施に主体的に取り組み、もって子どもの最善の利益の実現に普段に努めることができるよう、子どもの権利に関する職員の積極的な学習及び研修等の機会を計画的に設けるものとします。」定めています。

これに基づき、市職員並びに子ども施設職員に対し、以下の事業を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>教職員人権教育事業 初任者人権教育研修 [教育部 人権国際教育課] 【事業の概要】 <H25 年度より実施> ・小中学校新規採用教職員、初任者講師・保育士等対象の人権教育研修を実施。 ・「子どもの権利」学習を通して、子どもの見方や背景を探り、子どもの話を聴くことの意味を考える。 【事業実施日】 6月16日(水) 【実施場所】 オンライン 【R3 実績】 36人参加 【R3 所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】 ○「子どもが安心して過ごせる学級づくり～子どもの権利の視点から考える～」をテーマに、日々のかかわりの中から見えてくる子どもの言動の背景にあるものを探り、子どもが安心して過ごせる学級づくりについて、子どもの権利の視点から考えた。</p> <p>【自己評価】 ○子どもたちのつぶやきや話すことをしっかりといていねいに受け止め、子ども1人ひとりの理解につなげることが大切だということを学ぶことができた。</p>
<p>泉南市人権教育研究協議会補助金事業 泉南市人権教育研究協議会・専門部活動 [教育部 人権国際教育課] 【事業の概要】 ・泉南市人権教育研究協議会の「集団づくりと自主活動」専門部及び「共に生きる」専門部において、子どもの権利にもとづいた集団づくりを進めるための研究を実施。 【事業実施日】 ①5月19日(水) ②7月30日(金) あいぴあ泉南 ③8月4日(水) ④11月12日(金) 泉南中学校 ⑤11月29日(水) 一丘小学校 ⑥2月18日(水) (オンライン開催①③⑥) 【R3 実績】 199人 【R3 所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】 ○子どもたちが自分たちの権利を守られながら安心して自分を出し、仲間と共に育つために、教職員がどんな視点をもって取組を作っていくのかを考えた。</p> <p>【自己評価】 ○日々の学校生活の中で子どもの声を聴くことの大切さや、子どもの権利を大切にするためにどんな取組をしていけばいいかを考え、共有することができた。</p>

<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>泉南市新規採用職員研修</p> <p>【教育部 人権国際教育課】</p> <p>【事業の概要】 <H29 年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員研修において、「泉南市子どもの権利に関する条例について」を実施。 <p>【事業実施日】 8月4日(水)</p> <p>【実施場所】 大会議室</p> <p>【R3 実績】 6人参加</p> <p>【R3 所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの権利～ワークショップを通して考える～」をテーマに、「子どもの権利条約」や「泉南市子どもの権利に関する条例」について知り、「意見表明と参加の権利の実現にむけた取組について考えた。 ○子どもの意見をまちづくりに生かすことを意識するために、DVDなどを活用してせんなん子ども会議の活動を知らせた。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「泉南市子どもの権利に関する条例」を認知していない職員もおり、新規採用職員という新鮮な時期に「子どもの権利」について知ってもらうことの重要性を感じた。 ○ワークを通して、自らの担当業務が子どもの権利の実現にどのように関係しているのかを考えることができた。
<p>ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>ファミリー・サポート・センター協力・両方会員研修会</p> <p>【健康子ども部 家庭支援課】</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター協力・両方会員対象の研修会(年12回開催)において、子育てに関する様々なテーマ(遊び・障害・食・事故など)の学習を行う。 ・子どもを預かるうえでの知識や実技を学習することで、不安や悩みを解消することを目的に実施。 ・地域子育て支援センター『ひだまり』の子育て応援団、保育ボランティアグループすまいるママ、一般の方も参加可能。 <p>【事業実施日】</p> <p>6月16日,23日 7月14日,28日 10月13日,20日 11月10日,30日 12月1日,8日</p> <p>【実施場所】 ひだまり、その他</p> <p>【R3 実績】 12月1日 子どもの人権 5名参加</p> <p>【R3 所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○12月1日は子どもの人権をテーマに教育部人権国際教育課兼人権推進課職員による講座を実施。「子どもの権利条約」や「泉南子どもの権利に関する条例」について知り、子どもの話をしっかり聞くことの大切さについて学んだ。障害に関すること、児童虐待に関することも人権を大切に作る取り組みとしてとらえ講座を行っている。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分の子育てが少し落ち着いた世代が中心なので、感想では自分の子育てを振り返る内容が多く、「ちゃんと話を聞いてあげてなかった」「私に育てられた子どもは不幸だったのではないか、一番大事な愛情をたっぷりあげることができていなかったと後悔だが何とか無事に大人になってくれてよかった」という声があった。また、これをきっかけに現在子育て中の親子を応援したい思いが見られた。

<p>地方創生推進交付金事業</p> <p>ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業</p> <p>〔総合政策部 人権推進課〕</p> <p>【事業の概要】「子どもにやさしいまち」を具体化するために、条例第8条各項にいう「子どもの権利を学びあう」をテーマに以下の事業に取り組む。子どもの権利を理解、尊重して子どもの権利に関する条例を推進する人材を養成する。</p> <p>①職員研修事業（連続）</p> <p>②権利学習を推進する教育課程に関する研究ワークショップ事業</p> <p>③職員研修事業（1回）</p> <p>【事業実施日】</p> <p>①6月25日 7月16日 8月5日,18日 9月7日</p> <p>②5月19日 8月4日 11月12日,24日</p> <p>③8月25日 11月5日</p> <p>【実施場所】</p> <p>①、市民交流センター</p> <p>②、オンライン及び泉南中学校</p> <p>③、ニチイキッズ泉南保育園（8月25日,26日） 一丘小学校（11月5日）</p> <p>【R3実績】</p> <p>①連続の参加申し込み者数 17名、参加延べ人数 85名</p> <p>②泉南市人権教育研究協議会「自主活動と集団づくり」専門部会委員 総数 107名 部会参加者 30名程度</p> <p>③全職員を対象とした研修で、ニチイキッズ泉南保育園の参加者は 22名、一丘小学校は 25名</p> <p>【R3所要額】</p> <p>220,000円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>①行政職員（学校教職員を含む）対象の連続研修（全5回）を講師を招聘して実施</p> <p>②泉南市人権教育研究協議会と共同研究で学校における権利学習授業案の検討、最終日は講師を招聘して実施</p> <p>③ニチイキッズ泉南保育園は、人権推進課が担当し、一丘小学校は講師を招聘して実施</p> <p>【自己評価】</p> <p>○同じ人が連続で受ける行政職員の研修であるが、出席率も高く熱心に参加していた。子どもに直接かかわらない課の職員も「権利行使の主体」という考え方に共感し「当事者の声を聴くことに努めたい」との意見がでた。新型コロナ感染拡大防止の観点から、受講者どうしで話し合う時間を設けることができなかったが、アウトプットすることでさらに理解が深まったのではないかと残念である。</p> <p>○小中学校の先生方と研究を行ったが、教材を使用した一過性の権利学習ではなく、学校園所が子どもの権利を基盤とした施設となるような取り組みが必要であると感じた。次年度は子ども参加の学校園づくりについて研究したい。</p> <p>○民間の施設での権利研修の実現は、保育子ども課がヒアリングで、取組みを推奨したことが大きい。少しずつでも取り組む園が増えるように広報していきたい。</p>
--	--

第8条 子どもの権利に関する学習と教育②（子ども対象）

第8条第2項では、「子ども施設は、当該施設を利用する子どもたちに、子どもの権利条約を伝え、子どもが権利の主体として知識・スキル及び態度を身につけていくことができるよう、子どもの権利に関する積極的な教育及び啓発活動を教育課程に位置付け実施するものとします。」と定めています。これに基づき、以下のような取組を実施しています。

事業等の名称【担当課】 事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>人権教育推進事業 学校園に対する人権教育課ヒアリング [教育部 人権国際教育課] 【事業の概要】 <H24年度より実施> ・学校園に対する人権国際教育課ヒアリングにおいて、子どもの権利の学習を教育課程へ位置づけることを促し、その実施状況を把握する。 【事業実施日】 7月と2月 【実施場所】 7月：各学校園を訪問 2月：オンライン 【R3実績】 幼稚園2園、小学校10校、 中学校4校で、各2回ずつ実施。 【R3所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】 ○第1回：人権保育教育推進計画及び年度初めの学校の状況（児童生徒、保護者、教員）の共有。 ○第2回：人権保育教育推進計画の進捗状況及び各取組の実施状況を確認。 【自己評価】 ○11月20日の泉南市子どもの権利の日に合わせて取組は定着してきており、各校の取組をまとめた冊子を各校に配付した。 ○第1回、第2回とも学校園より子どもや保護者の実態、人権課題に関する取組の様子や子どもの反応などをうかがうことができた。</p>
<p>人権保育推進事業 保育園所・こども園に対する人権保育ヒアリング [健康子ども部 保育子ども課] 【事業の概要】 ・保育園所・こども園に対して人権保育に関するヒアリングを行い、人権保育の促進を図る。 【事業実施日】 ・1回目（6月） 2回目（2月～3月） 【実施場所】 ・前期…各施設 後期…オンライン 【R3実績】 ・公立…こども園・保育所 児童発達支援センター ・民間…保育園・こども園（2園）計6施設 【R3所要額】 ・0円</p>	<p>【実施内容】 ○1回目…各施設を訪問し、人権保育推進計画や新年度状況等の確認・共有を行った。また、子どもの権利の取組実施をお願いした。 ○2回目…オンラインで、人権保育の取組報告を聞き、情報提供も行いながら人権保育の推進が図られるよう努めた。 【自己評価】 ○各施設の取組を聞くことで、人権保育に対する意識が明確になるので、人権保育を推進するためには、施設に合った助言や情報提供を行う必要があると感じた ○子どもの権利については、公立こども園の取組を見学してもらったことで、同じように取り組んでくれる施設が増えた。引き続き声をかけながら促進を図りたいと思う。</p>

<p>認定こども園事業 子どもの権利を学ぶ 〔健康子ども部 保育子ども課〕</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年長児を中心に、発達に応じた方法で「子どもの権利」について学ぶ。 <p>【事業実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月20日(水) <p>【実施場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なるにっこ認定こども園 <p>【R3実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5歳児46名・職員7名・外部見学者9名 <p>【R3所要額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0円 	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前年度に作成した教材を参考に、子どもの実態と照らし合わせながら『たった一つの大切な命、誰もが持っている4つの権利』を子どもたちが自分の身近に感じる事ができるように劇を通して伝えた。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常にありがちな出来事を劇にしたことで、子どもの実態に合った内容になり、子どもの権利と自分の生活を重ねて考えることができた。また、1年を通してとりくむことで、職員の日常の中に子どもの権利を意識して保育を行う姿があった。
<p>地方創生推進交付金事業 ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業 〔総合政策部 人権推進課〕</p> <p>【事業の概要】</p> <p>泉南市人権教育研究協議会の「自主活動と集団作り」専門部会と共催で作成した権利学習の授業案に基づき、研究授業を行った。</p> <p>【事業実施日】</p> <p>①11月12日 ②12月 ③1月20日</p> <p>【実施場所】</p> <p>①一丘小学校 ②雄信小学校 ③市民交流センター</p> <p>【R3実績】</p> <p>①1年生の授業 ②4年生の授業 ③就学前施設で実施した権利学習についての報告会</p> <p>【R3所要額】</p> <p>30,000円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一丘小学校の1年生、雄信小学校の4年生で、専門部会で検討した授業案に基づき、研究授業を行った。 ○就学前施設では、多くの園所で子どもの権利学習に取り組んだので、実践報告会を実施し、学習内容の見直しを行った。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中学校の先生方が、子どもの権利を子どもたちに伝えようと一同に集まって研究することは評価できることであるが、参加日数や参加時間数を考えると十分とは言えない。限られた回数の中で、より効果的な研究にするためには、研究会当日だけでなく、事前のワークシートの記入や事務局の話し合い等が重要である。単発の権利学習の実施で、子どもたちに知らせようというのではなく、日々の学校生活に子どもの権利が生かせるよう1年生から系統だてて、どの時間にどのような内容を位置付けていくか、教育課程への位置づけが必要であると確認した。 ○就学児を対象としたプログラムは民間施設も含めて多くの園所で実施された。実践報告会を実施したところ、新たな発見もあったので、権利学習の報告会を次年度も計画に位置付けたい。

第8条 子どもの権利に関する学習と教育③（保護者・市民対象）

第8条第3項では、「市及び子ども施設は、親その他の保護者及び市民等が子どもの権利条約に関する積極的な学習の機会をもつことができるよう、子どもの権利に関する社会教育、生涯学習および地域福祉活動を奨励し、必要な条件整備を図ります。」としています。これに基づき、以下のような取組が実施されています。

事業等の名称【担当課】 事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>地域子育て支援拠点事業 子育て支援センター「ひだまり」での保護者向け研修 [健康子ども部 家庭支援課] 【R3 所要額】0円</p>	
<p>(1)「赤ちゃん教室」での保護者研修 【事業の概要】 概ね生後4か月～1歳までの子どもとその保護者対象の親子教室。 ・講座や実習を通して仲間づくりをする ・専門的な知識を得たり体験談を聞いたりすることで子育ての不安や悩みを軽減する、 ・市内の施設、関連機関、地域で活動してくれている人達を知るきっかけ作り。 ・子育ての知識を得ることや、スタッフとの関わりなどから保護者自身を認めてもらうことで自尊感情を高める。 【事業実施日】年3クール(1クール4回) ① 5～6月→中止 ② 9～10月→3回に縮小 ③ 10～11月 【実施場所】 ① 中止 ② 牧野老人集会所→ひだまりに変更 ③ 上村老人集会所→ひだまりに変更 【R3実績】①中止②10組③10組</p>	<p>【実施内容】 ○教室内の一講座として教育部人権国際教育部職員に「生活の中の子どもの権利」テーマに子ども会議DVDの視聴やグループワークを行い、子どもの人権について考える時間とした。 【自己評価】 ○参加者から、「子どもの権利を大人が守っていかないといけない」「子どもの話をきちんと聴こうと思った」「泣くことしかできない赤ちゃんにも意見を表明する権利、欲求を伝え守られる権利があることを初めて知った」「自分の子だけでなく友達にも一人の人間として接していきたい」等たくさんの感想があった。 ○人権講座を受講した18人中13人が、泉南市に『子どもの権利に関する条例』があることを知らなかった。知っていた5人のうち3人は上の子どもに関する講座で、2人は広報で知ったという。この赤ちゃんの時期に条例について知る機会を持つことで子育てに対する意識の持ち方が変わってくるのではないかと思われる。</p>
<p>(2)「おひさま交流会」での保護者研修 【事業の概要】 ・子育て中の不安や悩み・感動、子どもの健康・発育・生活習慣などについて保護者同士交流する場の提供。 ・先輩ママや講師を招いてのミニ講座を計画</p>	<p>【実施内容】 ○11月5日に「生活のなかの子どもの権利」をテーマに人権国際教育課兼人権推進課職員による交流会を実施。参加8組(大人8人子ども9人)保育スタッフとして子育て応援団に協力してもらう。</p>

<p>し、専門的な知識を得たり、経験談を聞いた りすることで子育ての不安や悩みを軽減す る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製作や身体を動かす活動をしなが ら保護者同士交流し、子育てのリフ レッシュの場とする。 <p>【事業実施日】 月1回 10:30～11:15 【実施場所】 地域子育て支援センター『ひだまり』 【R3実績】2回実施(人権について、製作)</p>	<p>【自己評価】</p> <p>○子どもと一緒に聞くことで、我が子の状況と重ねて話を聞くことができた。感想としては「人権って難しいと思っていたが、身近にあって行動できることを知った。」「今回で3回だが心に留めておきたいと参加した。去年は聞いていないせいか子どもの話を聞く姿勢を忘れていたと反省。また心新たにがんばります。」など複数回聴いた方の思いも聴くことができた。</p>
<p>幼児教育事業 公立幼稚園での保護者研修会 【教育部 指導課・人権国際教育課】 【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園において、条例委員・幼稚園長・職員等がファシリテーターとなり、保護者研修を実施。 ・子育て中の保護者を対象に「子どもの権利」を知ってもらうことで、日々子どもへのかかわりや子育てに生かすことを目的とした。 <p>【事業実施日】【実施場所】【R3実績】 11月1日(月)あおぞら幼稚園 10人参加 11月15日(月)くすのき幼稚園 12人参加 【R3所要額】10,000円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○職員による寸劇、ワークショップ、条例委員や園長の講話等により、日常生活の中にある子どもの権利について学んだ。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○職員による寸劇や、条例委員・園長の話は、保護者にとっても親しみやすく、子どもの話を聴くことの大切さを感じることができた。</p> <p>○今後も取組を継続し、子どもの権利について学んだおとなを地道に増やしていくことが「子どもにやさしいまち」づくりにつながっていくと考える。</p>
<p>人権啓発事業 「今あなたにできること～コロナ禍で見えてきた問題から考えよう～」講座 【総合政策部 人権推進課】 【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ネットトラブル・児童虐待・DV」をテーマに人権啓発リーダー養成講座を実施。 <p>【事業実施日】①11月10日(水)②11月17日(水)③11月24日(水) 【実施場所】泉南市立市民交流センター 【R3実績】①16名②17名③15名 【R3所要額】90,000円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○実際に起きた子どものネット被害の事例を学んだり、児童虐待が子どもに与える影響や地域として子どもを支援するために何が必要かを考えていただいた。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○参加者からは「DVと児童虐待の発見から支援、防止の流れ、組織の動きがよくわかりました」や「自分のできることは小さくてもしていきたいと思います」という感想があり、虐待防止に向けて行動をするきっかけになったのではないかと思います。</p>

<p>地方創生推進交付金事業</p> <p>ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業</p> <p>〔総合政策部 人権推進課〕</p> <p>【事業の概要】「子どもにやさしいまち」を具体化するために、条例第8条各項にいう「子どもの権利を学びあう」をテーマに市民や保護者を対象に研修を実施する。子どもの権利を理解、尊重して子どもの権利に関する条例を推進する人材を養成する。</p> <p>【事業実施日】</p> <p>①10月1日（民生児童委員協議会） ②11月21日（ふくまちサポーター） ③11月21日, 25日 12月2日, 16日 2月22日 3月10日 連続6回 ④2月12日 3月19日, 29日 連続3回</p> <p>【実施場所】</p> <p>①②は泉南市総合福祉センターあいびあ泉南 ③④は市民交流センター</p> <p>【R3実績】</p> <p>その他、保育所、幼稚園、ひだまり、ファミサポにおいても、研修を実施（関係課において記載）</p> <p>【R3所要額】 390,000円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○単発での講座では、人権推進課の職員が子どもの権利と泉南市の取組みについて伝え、おとなの役割について共に考える時間とした。</p> <p>○連続の講座では、単発の講座で行う内容に加えて、子ども参加や子どもの相談、市民の役割等について、講師の動画や実際に対面での講座で学ぶ機会とした。講座を終了した人で希望される人はゆうてみい（YOU TO ME）サポーターとして登録していただいた。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○本事業の全体を検証する有識者会議の委員から、研修内容の教材について、知識伝達におわるのではなく、これまでの実践から参加者とともに考える内容に検討する必要があると指摘された。10年間の取組を踏まえた内容に変更していきたい。</p> <p>○単に条例の内容を知るだけでなく、子どもの権利が毎日の生活の中でどのように意識されていくのかが大切で、そのためには、何をどのように伝えればいいのか問われるところである。</p>
<p>認定こども園事業</p> <p>保護者学習会</p> <p>〔健康子ども部 保育子ども課〕</p> <p>【事業の概要】</p> <p>・保護者の実態をふまえながら、様々なテーマで学習会を実施し、子育てに関する知識や人権力の向上を図る。</p> <p>【事業実施日】</p> <p>・R3年10月27日(水)</p> <p>【実施場所】</p> <p>・なるにっこ認定こども園</p> <p>【R3実績】</p> <p>・保護者11名</p> <p>【R3所要額】</p> <p>・0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○保護者人権研修で『子どもの権利ってなあに』というテーマで子どもの権利についての講義を実施。生活の中で普段何気なく保護者がしていることが子どもの権利を守ることにつながっていることを伝えながら子どもの権利について一緒に考え、ホッとすることができるようにした。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○子どもの権利についての講義の後、子どもたちに実施した4つの権利の劇を見てもらい、その時に出た子どものつぶやきも紹介したことで、子どもたちがどのように自分の権利について学習しているか知ってもらう機会になった。保護者からも「自分の子育てを振</p>

	<p>り返る機会になった」「子どもの声を聴く大切さを知った」「この話、もっといろんな人に聴いてもらいたい」などとたくさんの声があった。</p>
<p>子ども総合支援センター事業 保護者学習会 〔健康子ども部 保育子ども課〕 【事業の概要】 ・障害についての理解を深め、子どもへの関わり方や支援の方法を学び合う。また保護者交流の場も設定し、リフレッシュや困り感の共有・育児不安の軽減を目指す。 【事業実施日】 ・第1,3水曜日全19回中13回実施 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止の回あり） 【実施場所】 ・子ども総合支援センター 【R3実績】 ・11月17日 参加人数17人 【R3所要額】 ・0円</p>	<p>【実施内容】 ○教育部人権国際教育課主幹による泉南市子どもの権利に関する条例（4つの子どもの権利）についての話やせんなん子ども会議のDVD鑑賞など、子どもの権利についての研修会を実施。 【自己評価】 ○参加した保護者から「子ども達の意見を大切にしていきたいと考え方が変わりました」「泉南に子どもの権利があるという事を聞いて、親としてもとても安心できる事だと感じました」「子どもにはたくさんの権利があり守られるべき存在であるのはわかっているが、実際どんな権利があるのか具体的には知らなかったので、お話を聞きとても勉強になりました」「あると知っていましたが、内容まではあまり興味がわかenかったです。今日聞かせてもらって、とても大切なことだと分かりました」「家族の一員として子供の意見もきいていこうと思います」等、様々な感想が聞けた。子どもの権利に関する条例の事はあるとは知っていたがどんなものなのか具体的には知らない人も多く、子どもの権利について子どもの発達理解と共に今後も継続して周知する必要性を感じた。</p>

第9条 親その他の保護者の支援

第9条では、親その他の保護者の支援について、「親その他の保護者は、子どもの権利を尊重し、子どもの発達する能力と一致する方法で、子どもの養育についての責任、権利及び義務を果たすことができるよう、必要な支援を受けることができます。」としています。

これに基づき、以下のような取組が実施されています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>教育支援センター事業 教育相談（再掲） [教育部 指導課] 【事業の概要】 ・学校園生活や家庭生活での子どもや保護者に関する相談を受ける、電話または来庁による相談事業。 ・相談窓口として、教育支援センターつばさ、教育相談員、SSW、指導主事等が対応。 ・学校の指導に対する児童生徒並びに保護者の不安や登校しぶりに関する相談、発達や友達関係についての相談、虐待やDVに関する相談等。 ・相談内容については、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応。</p> <p>【事業実施日】 ・月～金曜日9：00～17：30（土、日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>【R3 実績】 ・全件数を合わせるとのべ900件以上。継続事例も多い。</p> <p>【R3 所要額】 ・2,762,000 円</p>	<p>【実施内容】 ○不登校、問題行動、発達課題、家庭状況の複雑化等、様々な要因が絡んだ相談ケースは増えている。 ○教育支援センター指導員、補助指導員、SSW、指導主事等が相談対応をしている。 ○学校や専門機関とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化している。最近では、保護者の悩みと子どもの悩みを同時に受けとめ、指導助言することが重要な役割となっている。 ○巡回訪問として、家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター等と連携し、年間3回全ての小中学校を訪問している。子どもの実態把握を行い、不登校や問題行動の未然防止に努めているところである。</p> <p>【自己評価】 ○幅広い相談に対応することで、児童生徒や保護者の不安軽減、及び解消につながっている。 ○関係機関の連携を適切に行うことにつながっている。 ○相談のニーズが年々増加するとともに、相談内容が複雑化しており、現在の相談体制だけでは対応が難しいケースも見られる。</p>
<p>子ども総合支援センター事業 りんごの広場 [健康子ども部 保育子ども課] 【事業の概要】 ・発達面に関して課題のある在宅の未就学児に、遊びを提供したり保護者からの相談を受</p>	<p>【実施内容】 ○子どもが自分で選び、自由に遊べるよう玩具や遊具などを準備し、発散して遊べる場の提供。また保護者の子育てに関する相談と一緒に考え、共有する。</p> <p>【自己評価】</p>

<p>けたりする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に気兼ねせずに安心して遊ばせることができる場所の提供をする。 ・育児不安の軽減や早期療育につなぐきっかけにする。 <p>【事業実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第1,2,3木曜日と偶数月の第4木曜日（8月の実施なし） 10:00～11:30（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止の回あり） <p>【実施場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合支援センター・保健センター・あいぴあ泉南の3か所で、週替わりで開催。 <p>【R3実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計18回 延べ171名参加 <p>【R3所要額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0円 	<ul style="list-style-type: none"> ○開催場所を3か所にすることで、徒歩や自転車の方でも近隣での開催場所に参加してもらいやすくなっている。 ○親子教室利用児・リバースクールのきょうだい児やひだまり利用児の参加が主で継続して利用してくれている。また保護者同士のつながりで子どもの発達が気になる保護者の方の利用もある。 ○子ども総合支援センターの親子教室やリバースクールに入室・入所につながる子どももいた。 ○新型コロナウイルス感染拡大防止の為、参加者数が少なめであったが、予約なしで利用できる事や公園に遊びに行きにくい親子など他の子どもに気兼ねすることなく安心して遊べたり、保護者同士で話をしたりすることができる場として、くり返し利用する親子が多かった。
---	---

第12条 施設等における子どもの安全

第12条では、「市は子ども施設その他子どもが利用する施設等における子どもの安全を確保するため、指針を定めます。」とあり、市はそれに基づいて「所管する施設等における子どもの安全確保のためのシステムを整備し、適切に機能するよう、必要な手立てを講じます。」としています。また、市長は、それらのシステムの検証を行うものとし、そのために子どもの安全委員会を設け、その活動に対して、市及び子ども施設は積極的に協力し援助するものとしています。市では防災対策や危機管理マニュアルの設定、また子どもの登下校の安全確保について、市民と協働して取組を推進しています。子どもの安全委員会の設置や指針づくりは今後の課題となっています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>学校支援地域本部事業</p> <p>安全パトロール事業</p> <p>[教育部 指導課]</p> <p>【事業の概要】<H19年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校中の通学路における児童生徒の安全を見守る市民ボランティア団体に補助金を交付し、青色パトロール等の安全パトロール事業を支援する。 ・各小学校区や団体ごとに、学期に1回の会議を行い、状況確認や検証を行う。 ・市長から学校長を通じて感謝状を授与。 	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○7/13(火)…第1回泉南市青色防犯パトロール連絡会 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登下校中における児童生徒の安全を第一に考え、大きな事故が生じなかったことは評価される。 ○まん延防止等重点措置の期間は、各地域の判断により活動を自粛した。

<p>【事業実施日】 随時</p> <p>【実施場所】 各小学校区</p> <p>【R3実績】 現在10団体が所属 表彰受賞者10名</p> <p>【R3 所要額】 1,273,000 円</p>	
<p>安全講習会</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守りボランティアの継続拡大のため毎年実施。 ・受講者に修了証を交付している。 <p>【事業実施日】 令和3年8月11日（水） ※緊急事態宣言により中止</p> <p>【実施場所】 あいびあ</p> <p>【R3 実績】 中止</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○8月11日（金） 泉南市青色防犯パトロール講習会（中止）</p> <p>【自己評価】</p> <p>○緊急事態宣言発令の為に中止となった。</p>

第14条 泉南市子どもの権利の日

第14条では、「子どもの権利条約が国際連合総会で採択された11月20日を泉南市子どもの権利の日」と定め、「子どもの権利の日には、その意義を具現するための行事を計画し、実施します。」としています。条例が制定されてまもなく10年。子どもの権利の日を基軸とした週間や月間を中心に、子ども施設等における取組が以下のように実施され、少しずつ広がりを見せています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>人権擁護委員協議会補助事業</p> <p>人権啓発推進協議会補助事業</p> <p>泉南市子どもの権利の日の取組</p> <p>〔総合政策部 人権推進課〕</p> <p>【事業の概要】 <H24年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利の日」を中学生へ周知・啓発する。 <p>【事業実施日】 11月上旬</p> <p>【実施場所】 各中学校</p> <p>【R3 実績】 2,000 枚配布</p> <p>【R3 所要額】 116,000 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○「11月20日が子どもの権利の日であること」と「悩んだ時の相談窓口」を印刷した用紙をパッケージとしたマスクを全中学生に配布した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大のため、各中学校で毎年実施していたフォーラムが中止になり、市民への啓発マスクの配布ができなかった。</p> <p>○学校に配布を依頼する際に「配布にあたってのお願い」という文章を渡し、子どもたちにマスクを配布する際に伝えて欲しい内容を伝えた。</p>
<p>人権教育推進事業</p>	<p>【実施内容】</p>

<p>学校園における『子どもの権利の日』の取組についてアンケート</p> <p>〔教育部 人権国際教育課〕</p> <p>【事業の概要】 <H28 年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・11 月 20 日の「泉南市子どもの権利の日」またはその前後の子どもの権利に関する取組についてアンケート調査を行い、各学校園における「子どもの権利」の普及を目指す。 <p>【事業実施日】 11～12 月</p> <p>【R3 実績】 公立幼小中より回答</p> <p>【R3 所要額】 0 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○取組に際して作成した資料、保護者への広報、実施日の写真などがあれば提出を依頼。 ○アンケートを取りまとめたものを冊子にし、各学校園所に配布した。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべての学校園で、子どもの権利の日の後に子どもを対象とした啓発活動が実施されている。 ○子ども会議のメンバーや児童会の児童などが、全校児童生徒に広報啓発する、子どもが主体となった取組も広がりつつある。 ○公立幼稚園では、職員劇等を通じた権利学習や保護者研修、環境や遊びを工夫し、子どもの権利を日常的に感じられるような取組が定着している。
<p>子どもの権利条例推進事業</p> <p>泉南市子どもの権利の日の取組</p> <p>〔教育部 人権国際教育課〕</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利の日」について市民へ広報し関心を喚起する機会をつくる。 <p>【事業実施日】 11 月</p> <p>【実施場所】 本庁玄関ホール他</p> <p>【R3 実績】 クリアファイル 15,000 枚・懸垂幕</p> <p>【R3 所要額】 539,099 円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○泉南市防災用広報システム放送を活用し、「せんなん子ども会議」からのお知らせとして「泉南市子どもの権利の日」の周知を行った。(11 月 18 日～20 日) ○本庁玄関に色合いを工夫した懸垂幕を設置した。(11 月 15 日～30 日) ○広報用卓上スタンドを、子ども・子育てに係る各課並びに出先機関の受付やカウンター等に設置した。(11 月 10 日～30 日) ○本庁玄関ホールにパネルを設置し、「せんなん子ども会議作成 DVD」を上映した。(11 月 1 日～30 日) ○「せんなん子ども会議 10 周年記念クリアファイル」を作成し、市内各学校園所を通じて配布及び研修等で活用した。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校や研修等でのアンケートからも、認知度は確実に向上している。

第15条 条例の実施と広報

第15条では、市は、この条例の目的（「子どもにやさしいまち」の実現）を達成するために、総合的かつ計画的に条例を実施するものとします。」と定めています。また、「市はこの条例の内容及び実施に係る計画等について、市民等に広報する役割を果たさなければなりません。」これに基づき、以下のような広報活動を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>子どもの権利に関する条例推進事業 泉南市webサイトによる広報 [教育部 人権国際教育課] 【事業の概要】 <H24年度より実施> ・子どもの権利の普及のため、泉南市子どもの権利に関する条例並びに、条例に関する取組について、市民及び広く社会に広報する。 【事業実施日】 随時更新 【R3実績】 ・泉南市子どもの権利に関する条例について ・せんなん子ども会議 ・子どもの権利条例委員会 ・泉南市子どもの権利の日 ・シリーズ子どもの権利 【R3所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】 ○せんなん子ども会議、シリーズ子どもの権利のページを随時更新した。 ○条例委員会第9次報告を掲載した。</p> <p>【自己評価】 ○パソコンや携帯・スマホなどの普及により、ネットを使った広報は、広く市民に広報するには効果的なツールである。</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業 広報せんなん『子どもの権利シリーズ』 [教育部 人権国際教育課] [総合政策部 人権推進課] 【事業の概要】 <H24年度より実施> ・泉南市子どもの権利に関する条例に関する取組について、市民に分かりやすく広報するために、広報せんなんにシリーズ記事を掲載。 ・子どもの権利に関する情報やせんなん子ども会議、市民モニター会議、条例委員会等について掲載している。 【事業実施日】 毎月掲載 【R3実績】 12回掲載 (No. 99～No. 108) 【R3所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】 4月 (NO. 99) 『いっしょにやろうよ！せんなん子ども会議～小学校4年生から18歳までのメンバーを募集！～』 5月 (NO. 100) 『2021年3月 市長報告～「SENNAN LONG PARK」海が見えるSORA RINKUにて～』 6月 (NO. 101) 『第8次泉南市子どもの権利条例委員会報告～コロナ禍における子どもの権利～』 7月 (No. 102) 『「子どもの権利条約」ってなあに？～子どもの権利条約と4つの原則～』 8月 (No. 103) 『令和3年度子ども会議がスタートしました！～子ども参加のまちづくりをすすめよう～』 9月 (No. 104) 『子ども会議の10年を記念してロゴと記念冊子を作成し』</p>

	<p>ます！～記念冊子作成のための原稿を募集しています～』 10月 (No. 105) 『「泉南市子どもの権利に関する条例」～子ども会議 10周年を記念 子ども会議ロゴマーク完成！～』 11月 (No. 106) 『11月20日は、泉南市子どもの権利の日』 12月 (No. 107) 『子どもの権利条例市民モニターアンケート～子ども の権利条例を多くの人に知ってもらうために～』 1月 (No. 108) 『子ども権利の日の取組～子ども会議の企画、 主催のeスポーツ大会を開催！～』 2月 (No. 109) 『条例委員会から「第9次泉南市子どもの権利条例委員会 報告」～事業の評価を受け、次年度につなぐ～』 3月 (No. 110) 『「市民モニター会議 2021」～若者世代の考える 広報と子どもの居場所～』</p> <p>【自己評価】 ○毎回イラストや写真を入れるなど、読者である 市民が読みたくなるような内容、表現に工夫をした。</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業 「子どもの権利ポスター」 「子ども会議パンフレット」による広報 [教育部 人権国際教育課] 【事業の概要】 <H24 年度より実施> ・ポスター、パンフレットなどにより、視覚に 訴え子どもの権利の広報啓発をはかる。 【事業実施日】 3月 【R3 実績】 ・子ども会議リーフレット 6,000 枚 【R3 所要額】 85,800 円</p>	<p>【実施内容】 ○条例の前文である「泉南・子ども・憲章」を 掲載したポスターを年度初めに配布し、市内 小中学校並びに公立幼稚園のすべての教室 に掲示した。 ○せんなん子ども会議リーフレットと子ども の権利の日啓発チラシを印刷し、配付した。 【自己評価】 ○子ども会議リーフレットは、これまでの取 組がわかる写真などをカラーで掲載してお り、見る側に伝わりやすい内容になるよう工 夫している。 ○今後も、広報啓発のための資料印刷の予算 が不可欠である。</p>

第16条 条例の実施に関する検証と公表

第16条では、「市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の実現に貢献していくことができるよう、条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況を定期的に検証します。」としています。この検証を実施するため、「子どもの権利条例委員会」並びに「子どもの権利条例市民モニター会議」を設け、「この条例の運営状況を検証するための活動を行い、条例委員会は市長に対して必要な報告等を行います」としています。また、「市長は、市長報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策に生かすものとします。」とも定めています。

これに基づき、以下のように条例委員会・市民モニター会議を定期的に行い、条例委員会による市長報告も本年度で10回目となります。

事業等の名称【担当課】 事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>子どもの権利に関する条例推進事業 子どもの権利条例委員会 [教育部 人権国際教育課] 【事業の概要】 <H25 年度より実施> ・「子どもにやさしいまち」の実現に係る条例の運営状況について総合的かつ重点的な観点から検証を行う。 ・条例に基づく事業等の実施状況について、成果と課題を可能な限り明らかにする観点から検証を行う。 ・毎年市長報告を行い、その内容を市民に公開する。 【事業実施日】 ①5月28日(金)オンライン会議 ②7月2日(金) ③8月4日(水) ④9月22日(水) ⑤10月27日(水) ⑥11月10日(水) 市長報告及び条例委員会 ⑦1月21日(金) 【R3 所要額】 299,880 円 【実施場所】 青少年センター 市民交流センター、オンライン会議</p>	<p>【実施内容】 ○泉南市が「子どもにやさしいまち」となってきたかという視点で、改めて条例に基づく事業等の実施状況を検証した。 1. 泉南市子どもの権利条例の実施と検証(条例第3章)をめぐる現状と課題 2. 報告事項2.をめぐる評価と課題-主として条例第3章に基づく観点からの2点について、報告事項Ⅰとしてとりまとめた。 【自己評価】 ○報告事項Ⅱが、条例に基づいて整理されていることで、担当者の相互理解・相互学習につながり、さらに自分たちの事業を「子どもの参加の権利」の文脈から再定義・再認識することができるので大変重要なことだと評価していただいた。 ○10代の子どもたち(特に中学校卒業後)への子どもの権利に関する条例についての啓発、広報活動が課題。</p>
<p>人権啓発事業 子どもの権利条例市民モニター会議 [総合政策部 人権推進課] 【事業の概要】 <H27 年度より実施> 条例第16条に基づき、条例委員会と相互に協力及び連携して、条例の運営状況を検証するた</p>	<p>【実施内容】 ○前年度に引き続きアンケート形式で実施。内容は、①条例の実施と広報について②子どもの居場所づくりについて。その後、おとなモニターについては、アンケートに基づいて対面で意見交換をおこなった。</p>

<p>めの活動を行う。おとな市民モニター、子ども市民モニターを募り、意見交換を行う。</p> <p>【事業実施日】</p> <p>① 子どもモニター10月4日～10月29日</p> <p>② おとなモニター11月26日～12月10日</p> <p>③ 意見交換 1月15日</p> <p>【実施場所】 ③泉南市立市民交流センター</p> <p>【R3実績】 子どもモニターの回答25件 おとなモニターの回答5件</p> <p>【R3所要額】 0円</p>	<p>【自己評価】</p> <p>【①について】</p> <p>○毎年11月20日を中心に子どもの権利の啓発を行ってきたことなどから、条例の名称や内容を知っている人の割合は高かった。しかし、家族やまわりの大人の周知度については低い結果であることから、子どもだけでなく保護者等への周知の必要性を感じる結果となった。また、周知の方法については、SNSなどの活用についても検討してはどうかという意見があった。</p> <p>【②について】</p> <p>○子どもも大人も、コロナ後は子どもの居場所が減ったと感じていることがわかった。一方でコロナ前から居場所は不十分であるという声もあり、今ある施設が子どもにとっての居場所となるためには何が必要なのかを考える必要がある。また、子どもアンケートにおいて、自分よりも他者の方が楽しそうにしていると感じている傾向があることも見えてきた。</p> <p>○今回は初めておとなモニター募集に応募してくれた大学生のモニターがいた。中学生時代に子どもモニターに参加した経験があり、できるのであればもう一度と思って応募してくれたとのことで、1回きりの活動がこのようにつながっていることを嬉しく感じた。</p>
---	--